

■ 国保税(普通徴収・特別徴収)の納期

納期月	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
平成20年度	普通徴収 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
	特別徴収 (1期)	(2期)	(3期)		4期		5期	6期

■ 国民健康保険税の軽減

種別	軽減基準(世帯の総所得金額)	軽減内容
7割軽減	加入者と旧国保被保険者の所得合計が33万円以下	均等割額と平等割額の7割
5割軽減	33万円+(24万5000円×世帯主以外の加入者数と旧国保被保険者数の合計)以下	均等割額と平等割額の5割
2割軽減	33万円+(35万円×加入者数と旧国保被保険者数の合計)以下	均等割額と平等割額の2割

■ 国民健康保険税の減免

種別	減免基準	減免内容
1割減免	7割・5割・2割軽減該当で、均等割と平等割のみ課税される方	均等割額と平等割額の1割
2割減免	7割・5割・2割軽減非該当で、均等割と平等割のみ課税される方	均等割額と平等割額の2割

の負担を軽くする軽減制度があります。世帯主と国保加入者の所得により、7割・5割・2割の3種類の軽減があり、均等割と平等割の部分が軽減されます。また、市独自の1割または2割の減免を行います。対象の方は申請が必要です。該当する方には通知します。

国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。普通徴収の方は、4月に通知した仮算定税額(第1期・第2期分)を差し引いた税額を、第3～8期の6回に分けて収めていただきます。国民健康保険税の特別徴収は平成20年10月から国民健康保険税の特別徴収が開始されます。対象は、世帯主の方を含め、国民健康保険に加入している方全員が65歳から74歳までの世帯です。本年度中に75歳になる方と、滞納がなく、口座振替による

る納付を継続している方で、今後も確実な納付が見込める方を除いて、世帯主の方の年金から天引きされます。ただし、年金の額が年間18万円未満または介護保険料と国保税を合わせた天引額が年金の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。また、口座振替でない方でも、過去2年間未納がない場合、口座振替の申し込みと併せて普通徴収をお申し込みいただければ普通徴収となります。国保税の軽減・減免制度は所得が低い方のために、国保税

ので、手続きを行ってください。

■ 国保税の激変緩和制度

国保から長寿(後期高齢者)医療保険に加入した方がいる世帯

国民健康保険加入世帯で、長寿(後期高齢者)医療保険に加入した方(旧国保被保険者)がいる場合の軽減は、5年間旧国保被保険者が国保に加入しているものとして判定します。また、国保に残った方が一人だけの場合、平等割額を5年間半額とします。

被用者保険の被扶養者が国保に加入した世帯

社会保険など被用者保険の加入者が長寿(後期高齢者)医療保険に加入したため、被扶養者の方(旧被扶養者)が国民健康保険に加入した場合、2年間その方にかかる所得割・資産割を賦課しません。また、7割・5割軽減に該当しない場合、その方にかかる均等割額を半額とし、さらに国保に加入している方が旧被扶養者の方のみの場合は、平等割額を半額とします。

国保税など市税の支払いでお困りの方へ

田原市では、多重債務でお困りの方を対象に、「弁護士による多重債務相談会」を開催します。多重債務

問題は適切な債務整理を行うことで必ず解決できます。借金が少なくなったりするほか、過払金が返ってくることもあります。一人で悩まず、ぜひご相談ください。

▼日時 9月26日(金)午前10時～午後4時

▼場所 市役所600会議室(南庁舎6階)

▼保険年金課

23局2149 FAX 23局0180

DONATION

寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼6月27日、アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 田原工場様から、社会福祉のため金12万6079円。

ふるさと寄付金

次の方々から「ふるさと寄付金」をいただきました。ご厚意に感謝します。

- ▶6月20日、匿名希望の方から金7万円。
- ▶6月27日、関志乃武様(神戸町)から金20万2000円。